

I 地域と共に育つ，分権型協働都市

1 市民と共にまちを育てる

◆ 現況と課題 ◆

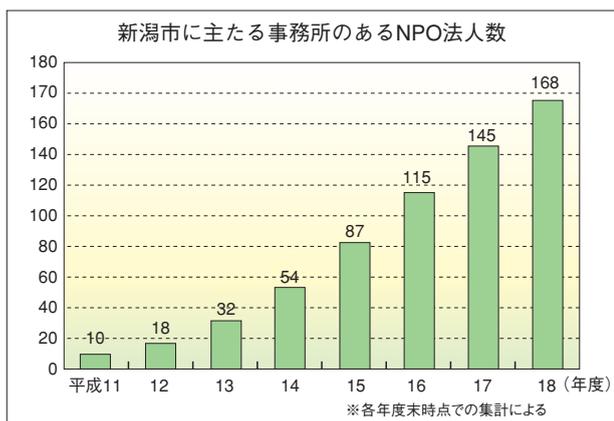
- 本市の目指す「分権型協働都市」を築き上げていくためには、地域のことは地域(注1)で考え、自らが解決し責任をもつという地方自治の本旨(住民自治・団体自治)(注2)に基づき、国と地方の関係だけでなく、市民と行政の関わりにおいても分権の取組を推進し、市民が主体的にまちづくりを行うための仕組みづくりが求められています。
- 多様化する市民ニーズに対し、公平で均一的なサービスの提供を中心とする行政だけで対応することは困難な状況になってきています。近年、都市化の進展や生活形態の変化などにより地域におけるコミュニティの衰退が懸念されていますが、一方では、地域社会において多様で自主的な活動を展開しているコミュニティ組織やNPOなどの各種市民団体の活動も広がりを見せていることから、それらの市民団体などとの協働は欠かせないものになっています。

とりわけ福祉，環境，防犯などさまざまな分野で身近な地域の課題に，自主的・自律的に取り組もうとする活動が，市民の間に広がっており，このような活動を行う市民団体との協働を進めるとともに，活動を支えるための支援が必要です。

- 男女がこれまでの社会制度・慣行にとらわれず，対等なパートナーとしてさまざまな政策・方針決定の場へ参画し，家庭生活と社会生活を両立できるよう協力し責任を分かち合い，自分の能力や個性を發揮することができる社会の実現が求められています。
- まちづくりの主体となる市民一人ひとりがお互いに尊重し支え合いながら社会のあらゆる場面で自由に活動し，安心して暮らし続けることができるまちづくりを進める必要があります。

地域コミュニティ協議会結成状況数 (平成19年4月1日現在)

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
地域コミュニティ協議会 結成数	8	12	22	8	11	12	15	9



(注1) 地域
「自治会」を最小の単位として，小・中学校区を単位とする区域を「コミュニティ」，旧市町村・旧新潟市の地区事務所管内を単位とする区域を「地区」，そして「区」の3つの区域を設定し使い分けしています。「地域」はその総称と設定しています。

(注2) 地方自治の本旨(住民自治・団体自治)
住民自治とは，住民自らが自らの地域のことを考え，自らの手で治めていくこと。団体自治とは，地方公共団体が自主性・自立性を持って，自らの判断と責任に基づき地域の実情に沿った行政を行っていくこと。

◆ 施策体系 ◆

1 市民と共にまちを育てる

(1) 地域と行政の協働の推進

- ①区ビジョンまちづくり計画の策定と推進
- ②地域コミュニティ活動の活性化
- ③分権型協働都市の基盤の強化
- ④災害予防対策の充実(再)
- ⑤地域保健福祉活動の推進(再)
- ⑥地域社会で支える子育ての推進(再)
- ⑦保護者や地域と連携した安全対策の推進(再)

(2) NPO、企業などの協働の推進

- ①NPOなどと行政の協働事業の推進
- ②NPO活動の支援
- ③市民協働による緑化の推進(再)
- ④市民協働による道路維持管理の推進(再)
- ⑤市民との協働の環境づくり(再)

(3) 市民参加・参画・協働の推進

- ①市民参加のまちづくり
- ②広報・広聴の充実(再)
- ③情報公開・個人情報保護施策の充実(再)
- ④防犯ボランティア活動等の支援(再)
- ⑤市民と協働による救命率の向上(再)

(4) 人権尊重・男女共同参画の社会づくり

- ①人権教育・啓発の推進(再)
- ②政策方針決定の場への男女共同参画(再)
- ③家庭生活と社会生活の両立支援(再)
- ④男女の健康と権利確保
- ⑤男女共同参画における国際協調
- ⑥市民相談事業の充実

(5) 地域活動の拠点づくり

- ①区役所による地域活動の支援
- ②活動や交流の場の整備
- ③地域と共に歩む学校づくりの推進(再)
- ④公民館・図書館を核としたネットワークづくり(再)
- ⑤市民の生涯学習施設運営への参画(再)

(6) ユニバーサルデザインの推進

- ①ユニバーサルデザイン(UD)の普及・啓発
- ②ユニバーサルデザイン(UD)の施策への反映

◆ 施策展開 ◆

(1) 地域と行政の協働の推進

- 協働のまちづくりの基本となる自治基本条例を制定し、市民・地域と行政が対等のパートナーとして、目的を共有し尊重し合いながらそれぞれの役割と責任において協働するまちづくりを進めます。
- まちづくりに市民が主体的役割を果たし、地域のことは地域で考え解決を目指すまちづくりを進めます。
- コミュニティの力を活かして市民と行政が協働するまちづくりを目指し、これまでの地域の伝統や歴史を大切にしながらコミュニティを尊重するとともに、コミュニティを核とした地域のまちづくりを進めます。

①区ビジョンまちづくり計画(注1)の策定と推進

市民に身近な地域の暮らしの快適性向上を図るため、地域の個性を活かしたまちづくりを推進するとともに、市として大きな魅力を発揮し活力を生み出します。

そのためには、全体と調和しながら各区の個性を活かしたまちづくりを推進することが必要であるため、市民と行政が共有する区の将来像を構築し、お互いに役割を分担しながら協働によるまちづくりを進めます。

(注1)区ビジョンまちづくり計画

基本計画の一部である「区ビジョン基本方針」の実現化に向けた取り組みや、区内での具体的な取り組みを明らかにした実施計画的な要素を含む区のまちづくり計画。

②地域コミュニティ活動の活性化

多様化する市民ニーズに対して、地域で暮らす市民が主体となって子どもやお年寄りなどにやさしく、災害に強いまちの実現を目指し、地域の伝統や歴史を大切にしたいコミュニティを核として地域のまちづくりを進めます。

また、地域コミュニティ協議会(注1)によるモデル事業の実施などを通じて、行政と市民の役割など新たな仕組みを構築するとともに、地域のまちづくりの核となる地域コミュニティ協議会の活動を支援します。

③分権型協働都市の基盤の強化

地域のことは地域で考え解決を目指す住民主体のまちづくりの仕組みとして、地域コミュニティ協議会や地域で活動するNPO・公共的団体(注2)の代表、公募委員などの区民などで構成する区自治協議会(注3)を設立・運営し、市民と行政との協働を推進します。

④災害予防対策の充実

災害発生時の被害を最小限に食い止めるため、避難所など防災拠点施設での非常電源の確保や公共施設の耐震化を推進するとともに住宅も含めた民間建築物の耐震化を促進します。

また、災害危険箇所情報の提供や防災訓練など防災知識の普及啓発を通じて市民一人ひとりの「自助」の力を高めるほか、自主防災組織(注4)の育成や消防団、NPOへの支援などにより「共助」の力を高め、災害時要援護者を地域で共に助け合う体制を確立するなど地域防災力の向上を図り災害への備えを固めます。

(再掲:IV1(4))

⑤地域保健福祉活動の推進

ボランティアをはじめとする自主的・自発的な市民活動が活発化するなか、市社会福祉協議会ボランティアセンターなどでの活動を支援するとともに、地域住民やNPO、コミュニティ協議会、ボランティア、社会福祉施設などの参加により、区ごとの地域福祉計画を策定し、地域の実情に応じた地域福祉活動を展開していくことで、地域で助け合い、支え合う活動が自然な形で行われる成熟した地域社会の形成を進めます。また、地域の生活課題の解決に向けては、地域福祉を推進する市社会福祉協議会(注5)の役割もこれまで以上に重要となることから、一層の連携強化を図っていきます。

また、社会福祉サービスが保健医療サービスと密接に関連することから、地域の医療機関や保健師などとの連携・ネットワークづくりも推進します。

(再掲:IV8(1))

(注1)地域コミュニティ協議会

身近な地域課題を解決するために、地域が主体となり、自治会、町内会を中心にさまざまな団体等が参加し、小学校区を基本単位として結成された組織。

(注2)公共的団体

国の監督のもとに公共的な目的を遂行するための団体。地方公共団体・公共組合・営造物法人の3種がある。公法人。

(注3)区自治協議会

市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の課題に取り組み、住民自治の推進を図るため、地方自治法に基づき各行政区に設置する機関。

(注4)自主防災組織

地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神に基づき、地域の防災活動のために自主的に結成された組織。

(注5)社会福祉協議会

地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進を図ることを目的として設立された団体で(社会福祉法第109条)、市民や多くの社会福祉関係団体が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体。

⑥地域社会で支える子育ての推進

親子がともに、地域の人々とのふれあいや
支えあいの中で成長していくことができるよう、
市民の自主的な活動の支援や、地域の住民や
地域コミュニティ協議会などと行政との協働に
より、地域の特性や地域住民のニーズに合っ
た思春期保健の取組や子育て支援を展開して
いきます。

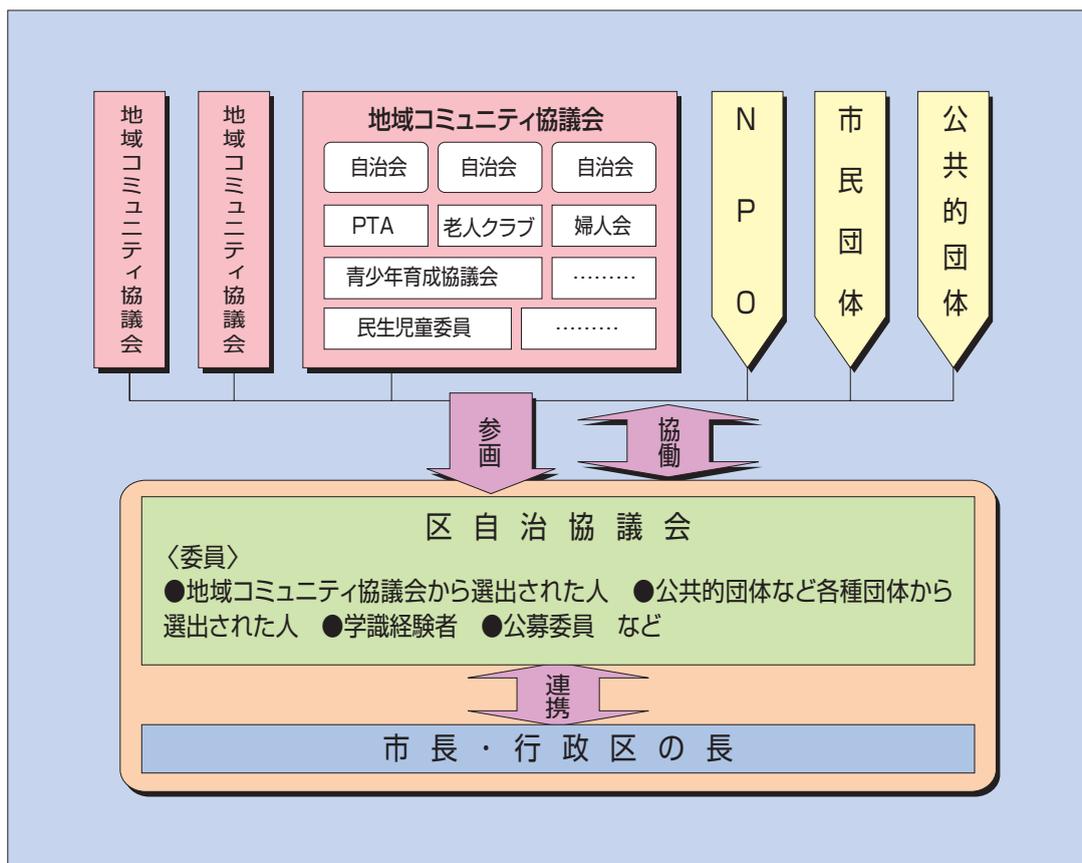
(再掲:IV4(3))

⑦保護者や地域と連携した安全対策の推進

校内や通学路における子どもの安全対策や
防犯対策を、セーフティ・スタッフ(注1)をはじ
めとした保護者や地域住民との連携、警察な
ど関係機関との連携を強化して進めます。

(再掲:IV1(1),V1(1))

◇地域自治組織 概念図



(注1) セーフティ・スタッフ

学校区内の住民ボランティアで構成し、子どもの登下校時に通学路をパトロールする組織。活動の日時やコースは定めず、買い物や散歩のついでに行う「ながらパトロール」を主として活動している。

◆ 施策展開 ◆

(2) NPO、企業などとの協働の推進

- 社会の変化による新たな課題に対して、独創性、先駆性、専門性、柔軟性、機動性をもって活動するNPOなどの市民公益活動を支援します。
- 高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、多様で先駆的な活動を行っている各種団体との協働により、地域の課題解決やサービスの提供を図ります。

①NPOなどと行政の協働事業の推進

市民の多様なニーズに対応していくには、市民が市民サービスの担い手となって課題解決に向け協力しあうことで、質の高いサービスの提供が可能となると考えられることから、NPOなどと行政の協働の取組を推進します。

②NPO活動の支援

市民の主体的な市民公益活動を支援するために、組織立ち上げ期や法人化のための活動支援や相談、さらには、市民活動支援センター(注1)など、活動の場の提供などによりNPO活動を支援します。

③市民協働による緑化の推進

緑化意識の醸成を図り、市民との協働により、緑と花があふれる公園やまち並みづくりを進めます。

(再掲:IV9(2))

④市民協働による道路維持管理の推進

市民との協働により、適切な道路の維持管理を行い、ごみや雑草のないきれいなまちづくりを進めます。

(再掲:IV10(1))

⑤市民との協働の環境づくり

市民、事業者、行政、市民団体等各主体のポテンシャルを最大限に発揮させるため、相互協力・連携を図るとともに、環境NPOなどの団体へ支援を行います。

(再掲:II4(5))



市民活動支援センター

(注1)市民活動支援センター

市民公益活動を支援するための拠点として新潟市が設置した施設で、活動に関する情報収集・発信、打ち合わせ、交流、作業の場の提供や活動に関する相談などを行っている。

◆ 施策展開 ◆

(3) 市民参加・参画・協働(注1)の推進

○市民一人ひとりがまちづくりの主体として、まちづくりに積極的に参加・参画することのできる仕組みを整備するとともに、市民と行政が対等のパートナーとして、目的を共有し尊重し合いながらそれぞれの役割と責任において協働するまちづくりを進めていきます。



①市民参加のまちづくり

市民参加のまちづくりを推進するため、必要な情報の提供を図るとともに、まちづくり勉強会の開催や市民の人材育成・組織づくりに努めます。

②広報・広聴の充実

市民の参画意識の高まりへの対応や協働のまちづくりを推進するために、さまざまな広報媒体を活用し市政情報を幅広く提供するとともに、多様なニーズを施策に反映させる取組として市長と直接対話する市政懇談会などの広聴機能の充実を図ります。

また、区の魅力や特性を活かした個性あるまちづくりや区の一体感の醸成などを図るため

の地域情報の提供についても取り組んでいきます。

(再掲: I 3(2))

③情報公開・個人情報保護施策の充実

市民の市政運営への関心の高まりや協働によるまちづくりの推進のために、市政情報を可能な限り公開・提供し、市政運営の透明度の向上や理解を深めるとともに情報の共有化を図ります。

また、プライバシー意識の高まりや高度情報化社会の進展などへの対応として個人情報保護施策の充実を図ります。

(再掲: I 3(2))

④防犯ボランティア活動等の支援

地域住民などにより自主的に行われている防犯活動への支援を充実することにより、活動団体の活動を活性化するとともに、防犯活動の市内全域への波及・浸透を進めます。

(再掲: IV 1(1))

⑤市民と協働による救命率の向上

突然の心停止などに対する初期救命器具である自動体外式除細動器(AED)(注2)の公共施設への設置を推進するとともに、AEDの使用も含めた応急手当講習会を開催し、市民とともに救命率の向上を目指します。

(再掲: IV 3(2))

(注1)市民参加・参画・協働

参加とは、自覚や関心をもち地域・社会活動へ参加する、初期的な行動。参画とは、政策・計画などの企画段階から主体に係わり、行動すること。協働とは、市民と市がお互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、目的を共有し、それぞれの役割と責任のもと、連携・協力して、共通の課題解決にあたること。

(※共同:何かを行うために、二人以上の人と一緒に係わること)

(注2)自動体外式除細動器(AED)

心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。2004年7月より医療従事者ではない一般市民でも使用が認められた。

◆ 施策展開 ◆

(4) 人権尊重・男女共同参画の社会づくり

○市民一人ひとりが大切にされるとともに、誰もが差別されることなく平等で公正な条件のもとで、自主的に地域主権のまちづくりに参画するために家庭・職場・地域などにおける協働意識の醸成など環境づくりを進めます。

○男女共同参画推進条例の市民への浸透に努め、男女が、対等なパートナーとして、家庭や社会でお互いに尊重し責任を果たしながら暮らせるまちづくりを進めます。

① 人権教育・啓発の推進

職場、地域、学校、家庭など、社会のあらゆる場面における人権尊重意識の高揚を図り、「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しあえる平和で豊かな社会」の実現を目指します。

(再掲:V3(2))

② 政策方針決定の場への男女共同参画

男女が、対等なパートナーとして政策方針決定の場へ参画し、ともに責任を分かち合うことのできる社会を目指し、審議会などへの参画の促進、学習機会や情報の提供、市民への働きかけなど女性の参画率の向上を図る施策を進めます。

(再掲:Ⅲ3(5))

③ 家庭生活と社会生活の両立支援

男女が、育児や介護をはじめとした家庭生活と仕事や地域活動などの社会生活が両立され、いきいきと豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

(再掲:Ⅲ3(5),Ⅳ4(3))

④ 男女の健康と権利確保

男女が、互いの性について理解を深め、妊娠や出産などに関する自らの決定を尊重しあいながら、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、関係機関との連携を図りながら意識の啓発や相談体制の充実などを進めます。

⑤ 男女共同参画における国際協調

男女共同参画社会形成は、地球規模の取組であることから国際社会の動向や国際機関などと連携、協調しながら推進します。

⑥ 市民相談事業の充実

市民が安定して安心な暮らしを送るために、市政全般や人権に関すること、市民生活における悩みやトラブルなどについての相談の場を設け解決への助言を行います。



新潟市男女共同参画推進センター(アルザにいがた)
写真コンテスト最優秀作品「パパもう一回読んで」

◆ 施策展開 ◆

(5) 地域活動の拠点づくり

- 市民自らが考え行動する自主的な地域活動を身近な区役所が支援します。
- 地域の特性を活かした地域づくりを進めるため、地域住民が活動・交流・学習などを行う地域活動の拠点づくりを進めます。

① 区役所による地域活動の支援

区の中のことは区民と区が協働で取組，自主自立的に解決することができる仕組みづくりを進めます。

② 活動や交流の場の整備

地域の特性を活かしたコミュニティの活性化と連帯感のある心ふれあう地域づくりを進めるため，さまざまな年代の地域住民が活動・交流・学習できる地域の拠点施設を既存公共施設を有効に活用しながら整備するとともに，多様な世代層の身近な居場所づくりを進めるため，地域コミュニティ協議会などとの協働により，「地域の茶の間」事業の展開を全域で促進します。

③ 地域と共に歩む学校づくりの推進

学校が，今まで以上に地域に開かれ，地域と共に歩むことができるように，各区において学校と公民館など社会教育施設，地域とのさまざまな活動を結ぶ地域教育コーディネーターを核としたネットワークづくりやふれあいスクール(注1)などの協働事業などを進めます。

(再掲:V1(1))

④ 公民館・図書館を核としたネットワークづくり

中央図書館を核とした図書館ネットワークを構築するとともに，地域特性を活かした公民館，図書館の整備を進めます。

(再掲:V4(1))

⑤ 市民の生涯学習施設運営への参画

市民の生涯学習に対する意見を反映し，自然や伝統・文化など地域の特性を活かした学習活動を推進するために，市民の生涯学習施設運営への参画を進めます。

(再掲:V1(1))

(注1)ふれあいスクール

学校施設を地域に開放し，学校を核として，子どもと地域の大人がふれあうことにより，地域の教育力の向上を図ろうとする事業。地域型，子ども型，公民館出前型がある。

◆ 施策展開 ◆

(6) ユニバーサルデザインの推進

- 年齢や性別，障がいの有無などにかかわらず，すべての市民が社会のあらゆる場面において自由に活動し，安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを進めます。
- 送り手から受け手の視点に立った誰もが利用しやすいサービスの提供を推進します。

①ユニバーサルデザイン(UD)の普及・啓発

年齢や性別，障がいの有無などにかかわらず，すべての市民が社会のあらゆる場面において自由に活動し，安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを市民・事業者・行政が連携して進められるよう普及・啓発に努めます。

②ユニバーサルデザイン(UD)の施策への反映

各種施策の実施にあたっては，「市民満足度の向上」を図るためにユニバーサルデザイン(UD) (注1)の視点に立った，誰もが利用しやすい行政サービスの提供への取組を進めます。



わかりやすいサインづくり(市役所本庁舎)



要約筆記・手話通訳の配置

(注1)ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン(Universal Design, UDと略記することもある)とは，文化・言語の違い，老若男女といった差異，障がい・能力の如何を問わず誰もが利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)。

2 個性ある地域づくり

◆ 現況と課題 ◆

- 地域のもつ特性やたからを活かした個性あふれる地域づくりを進めるために、市民と行政の関わりや役割分担などを見直すことにより、市民が主体となった豊かな地域社会づくりを進めることのできる環境づくりが必要となっています。
- 14市町村の合併により、本市は都市と田園が一体となった約3倍の市域を有することとなり、それに伴い、港や田園を背景に各地域ではぐくまれてきたみなとまち文化や越後平野の町や村の文化など、多様な地域文化が伝えられています。地域に暮らすことの誇りを高め、一体感を醸成するために、地域のたからであるこれらの地域文化を掘り起こし、光を当てる必要があります。
- 住民による自主的な地域活動や学習活動が広がりを見せているなかで、活動の拠点づくりや活動を支える体制づくりが求められています。

◆ 施策体系 ◆

2 個性ある地域づくり

(1) 地域の特性を活かした地域によるまちづくり

- ① 地域の自立性の向上
- ② 合併建設計画の着実・効率的な推進
- ③ 区域情報の発信
- ④ 「にいがた地元学」の推進(再)
- ⑤ 地域における生涯学習活動への支援(再)

(2) 地域文化の振興と発信

- ① 優れた芸術文化に触れる機会の提供(再)
- ② 文化活動の活性化(再)
- ③ 文化を担う人材・団体の育成(再)
- ④ 文化財の保護と活用(再)
- ⑤ 歴史的資料の保存と活用(再)
- ⑥ 新潟市の歴史を発信・紹介(再)



「区だより」の発行

◆ 施策展開 ◆

(1) 地域の特性を活かした地域によるまちづくり

- 地域の魅力や特性を活かしたまちづくりを進めるために、地域のことは地域で考え実行する自立性の高いまちづくりを進めます。
- 政令市として持続的に発展していくためには、各区が地域の特性を活かし個性あふれるまちづくりを進め、全体として調和を図っていきます。そのため、地域における取組や区政情報など、身近な情報を市民と共有し活用していきます。また、区民主体のまちづくりを推進し豊かな地域社会を築くための環境づくりを進めるとともに、区域内の魅力やたからを通じた交流を進めるなど、一体感の醸成を図ります。

① 地域の自立性の向上

地域の特性を活かし、市民と行政(区役所)の協働のまちづくりを推進するために、区民と区役所の関わりや役割分担を明確にし、区民の主体的なまちづくり活動を促進するとともに、区役所への積極的な権限移譲を行うなど都市内分権を推進します。

② 合併建設計画の着実・効率的な推進

市域の速やかな一体化と均衡ある都市基盤整備を図るために策定された合併建設計画(注1)については、社会経済状況の変化などに対応しながら策定の趣旨を踏まえ着実かつ効率的な実施を図ります。

③ 区域情報の発信

区域内の催事や区政情報などを区役所だよりなどにより区民に情報提供し、区民が情報を

共有することによる一体感の醸成、併せて、区民と区役所の情報の共有を図り協働のまちづくりを促進します。

④ 「にいがた地元学」の推進

住民が地域をよく知ることで、そこにあるさまざまな魅力やたからを掘り起こし、それを活かしながら、より良い地域づくりを行う「にいがた地元学」の活動を支援します。

また、「にいがた地元学」を通じて各地域間の交流を進め、地域の魅力やたからを共有することにより、区の一体感の醸成や都市イメージの発信、交流人口の拡大を図ります。

(再掲:Ⅲ1(5))

⑤ 地域における生涯学習活動への支援

自然や伝統・文化など、地域の特性を活かし課題解決を図る地域学などの学習活動の推進や、市民が地域活動などに参画していくための主体的な学習活動ができる研修や組織づくりを支援します。

(再掲:Ⅴ1(1),Ⅴ3(1))



「にいがた地元学」地域の魅力探訪ツアー

(注1) 合併建設計画

合併市町村の総合計画などを継承するとともに、新市域における速やかな一体化と均衡ある都市基盤の整備を図り、新しいまちづくりを着実に進めるための基本指針として定めたもの。

「新潟市・黒埼町合併建設計画」、「新にいがたまちづくり計画」、「新潟市・巻町合併建設計画」の3つの合併建設計画がある。

◆ 施策展開 ◆

(2) 地域文化の振興と発信

- 本市の個性豊かで多様な地域性をもつ歴史・文化を明らかにするとともに、その担い手の育成を図ります。また、市民や国内外に広く発信します。
- 地域の特性を活かした学習を地域づくりに結びつけるとともに、市民文化の創造に向けて活動の支援を行います。

①優れた芸術文化に触れる機会の提供

質の高い芸術鑑賞の機会を提供し、市民の芸術文化への理解を深めてもらいます。また、にいがた文化の紹介やゆかりの文化人の顕彰を行います。

(再掲:Ⅲ1(5),V5(1))

②文化活動の活性化

市民の文化活動への支援・助成や創作活動を刺激する公募事業の開催などを通じ、にいがた文化の活性化とレベルアップを図ります。

(再掲:V5(2))

③文化を担う人材・団体の育成

高度な芸術文化の開花及び市民文化の創造に向けて、その担い手となる人材育成を進めます。

(再掲:V5(2))

④文化財の保護と活用

市内各地域にある有形・無形の文化財などは先人が残した貴重な宝物であり、地域の歴史に根ざした文化遺産であることから、区役所と



みなとびあ(体験の広場)

本庁が連携して、調査研究と保存・活用を進め、良好な状態で後世に引き継ぐとともに、その魅力を市内外に発信し新潟のイメージアップを図ります。

(再掲:V5(3))

⑤歴史的資料の保存と活用

本市が所蔵する歴史的な公文書・行政刊行物や歴史文書、さらには民間所蔵の歴史文書などは、地域の歴史や伝統文化を知るうえで貴重な財産であることから、資料収集や調査研究を進めるとともに、施設整備を行い、市民が利用しやすいよう整理し、保存と活用を図ります。

(再掲:V5(3))

⑥新潟市の歴史を発信・紹介

みなとまち新潟の歴史や越後平野の町や村の文化など、本市の個性豊かで多様な地域性をもつ歴史・文化を調査・研究し、市内外に広く情報発信します。

(再掲:V5(3))

3 市民と行政との信頼のきずな

◆ 現況と課題 ◆

- 多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応した政令指定都市に相応しい組織づくりや行財政運営の推進が求められています。
- 国と地方の関係見直しに伴う地方分権の推進に伴い、大幅な権限移譲が進められていることから、今後は、その移譲された権限を活かした地方主権に相応しい組織づくりが求められています。
- 少子高齢化社会の進展や経済の低成長など、行財政を取り巻く環境は厳しいことから、行政組織の簡素化や行政運営の効率化を図る必要があります。
- 近年の市民参画や協働の意識の高まりから、市民の市政運営への関心は大きくなっており、この期待に応えていくためには積極的な行政情報の公開や市民の意見を反映した市政運営が望まれています。

◆ 施策体系 ◆

3 市民と行政との信頼のきずな

(1) 行政経営品質の向上

- ①地方分権の推進
- ②財政の効率化
- ③人材の育成
- ④組織・定員管理の適正化
- ⑤給与の適正化
- ⑥市民生活を便利にするための情報化
- ⑦効率的な行政を実現するための情報化

(2) 開かれた市政

- ①広報・広聴の充実(再)
- ②情報公開・個人情報保護施策の充実(再)



区自治協議会の開催

◆ 施策展開 ◆

(1) 行政経営品質の向上

- 少子高齢化や人口減少時代の到来など行財政を取り巻く環境が変化する中で、市民ニーズは高度化・多様化しており、そのニーズに応え「市民の満足度」の向上を図るため、高度な研究・提言を行う組織を設置するとともに市民サービス目標の設定、職員の政策法務能力(注1)や改革意識の向上、行政組織の簡素化や行政運営の効率化を図ります。
- 地域のことは地域で解決するために、本庁からの権限移譲や機能的で効率的な区役所づくりなどによる大きな区役所と専門性の高い小さな市役所づくりを進めます。
- すべての事務事業について、市の関与の必要性や民間活力の活用の観点から検討し、民間のノウハウを活用することで、より多様なサービスが提供できたり、同じサービスを低コストで提供できたりするものは、積極的に民間委託や指定管理者制度(注2)などを推進し、限られた経営資源の効率的活用により市民満足度の高い都市経営を進めます。

① 地方分権の推進

本格的な分権型社会の実現のために政令市として地域の実情に応じたまちづくりを進めるとともに、従来の国と地方の関係の見直しへの取組を促進し、より一層の地方分権を図ります。

また、分権型協働都市にふさわしい市民主体のまちづくりを進めるとともに、地域住民が主体となった地域のまちづくりを推進する都市内分権を進めます。

② 財政の効率化

高度経済成長時代から堅実な経済成長など社会環境の変化に対応した行政運営を図るため、評価制度の運用などを通じて最小のコストで最大の効果を得るための取組を推進します。

また、地域のまちづくりを推進する都市内分権に配慮しつつ、限られた財源の中でより多くの効果を得るため、効率的な財政システムを構築し、選択と集中を進めます。

③ 人材の育成

高度化・多様化する行政課題に、職員一人ひとりが的確に対応できるよう能力を開発するとともに、広域合併やいわゆる団塊の世代の退職による職員体制の変化を踏まえ、人材を育成します。

また、その能力や実績を正當に評価するシステムを構築します。

④ 組織・定員管理の適正化

市民満足度の高い行政サービスを効果的に提供できる簡素で効率的な組織づくりを進め、併せて事務事業の見直しなどにより定員の適正化を図ります。

また、分権型協働都市にふさわしい協働のまちづくり推進のための組織づくりを進めます。

(注1) 政策法務能力

複雑高度化する行政課題に対応するため、地域独自の政策を国の指針や準則に頼らず設計・運用する法務能力。

(注2) 指定管理者制度

2003年の地方自治法の一部改正により、地方公共団体やその外郭団体などに限定していた公の施設の管理を、株式会社をはじめとした民間団体にも管理させることができるという制度。

⑤ 給与の適正化

職員の職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与体系の整備を図ります。

⑥ 市民生活を便利にするための情報化

市民のライフスタイルの多様化などから生じる市民ニーズに応えるため、市民などが24時間どこでも簡単に電子申請などの行政サービスを利用できる仕組みを、情報通信技術を効

果的に活用し構築することで市民生活の利便性の向上を図ります。

⑦ 効率的な行政を実現するための情報化

増大する行政への市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、情報通信技術の効果的な活用を図る電子自治体の取組を推進し、事務の効率化・高度化や行政コストの軽減などを図ります。

◆ 施策展開 ◆

(2) 開かれた市政

- 市民参画のまちづくりを推進するために、市政情報を幅広く市民に提供するとともに、市民の声を施策に反映させる取組を進めます。
- 市民の行政への信頼に応えるために市政情報の提供を進め市政運営の透明化を図ります。
- 個人情報保護の取組を推進します。

① 広報・広聴の充実

市民の参画意識の高まりに応え協働によるまちづくりを推進するために、さまざまな広報媒体を活用し市政情報を幅広く提供するとともに、多様なニーズを施策に反映させる取組として市長と直接対話する市政懇談会などの広聴機能の充実を図ります。

また、区の魅力や特性を活かした個性あるまちづくりや区の一体感の醸成などを図るための地域情報の提供についても取り組んでいきます。

(再掲: I 1(3))

② 情報公開・個人情報保護施策の充実

市民の市政運営への関心の高まりや協働によるまちづくりの推進のために、市政情報を可能な限り公開・提供し、市政運営の透明度の向上や理解を深めるとともに情報の共有化を図ります。

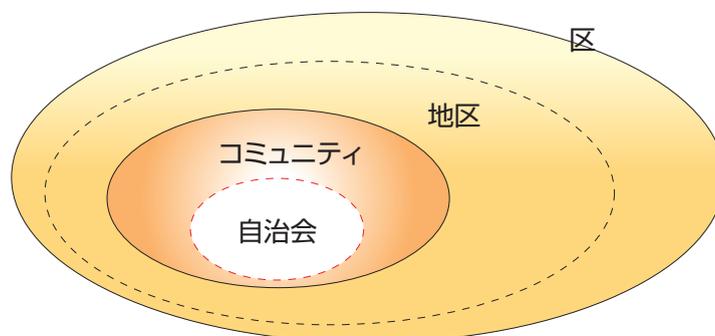
また、プライバシー意識の高まりや高度情報化社会の進展などへ対応するため個人情報保護施策の充実を図ります。

(再掲: I 1(3))



市政情報室

『地域』の概念について



本計画では『地域』を以下に定義しています。

コミュニティ → 小・中学校区を単位とする区域。

地区 → 基本的に旧市町村・旧新潟市の
地区事務所管内を単位とする区域。

区 → 区を単位とする区域。

『地域』は上の3つの総称としています。